独立行政法人国民生活センター平成25事業年度業務実績項目別評価表(案)

			評価基準		分科 分科	会委員評価	│ 分科会 │ 評価	
中期計画の各項目	評価項目(平成25年度計画の各項目)	指標	АВС	実績(記載事項)	自己 評価 A委員B委員	C委員D委員E委員	指項標目	評価理由
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
(1)一般管理費及び業務経費 ・一般管理費(人件費を除く)については、毎年度、前年度比3%以上を削減、業務経費については、毎年度、前年度比1%以上の削減を行う。	(1)一般管理費及び業務経費 ・一般管理費(人件費を除く)については、前 年度比3%以上、業務経費については、前年度比 1%以上の経費の削減を行う。	・一般管理費における経費及び業務経費の効率的な執行状況	からの説明等	3.0%を織り込んだ平成25年度予算額からさらに40,809千円 (△20.8%) の削減となった。 具体的な削減内容は以下のとおり。	A A A	A A A		(D委員) 一般受けでは 一般では 一般では 一般では 一般では 一般では 一般では 一般では 一般
				* 業務実績報告書P11参照				
・ 激変緩和措置を設けた上で平成24年度に廃止した借上宿舎制度については、平成25年9月末までに激変緩和措置を終了し、住居手当を支給する制度に全面的に移行する。	・ 激変緩和措置を設けた上で平成24年度に廃止した借上宿舎制度については、平成25年9月末までに激変緩和措置を終了し、住居手当を支給する制度に全面的に移行する。	• 対応状況	・独立行政法 からの説明等 受け、分科会 員の協議によ 判定する。	に全面的に移行した。	A A A	A A A		
の取組を踏まえ見直すために、更なる業務の効率化 や、職員の重点配置を行う業務の検討等により、人	(2)人件費 ・総人件費については、政府における総人件費 削減の取組を踏まえ見直すために、更なる業務の 効率化や、職員の重点配置を行う業務の検討等を 行い、それを踏まえた次年度の人事異動計画を策 定し人員配置の適正化を図る。また、同様の主旨 で、非常勤職員等の業務を精査し、真に必要な業 務に限定するための計画を策定する。	・人件費の効率的な執行状況	からの説明等受け、分科会	当センターの在り方については、内閣府特命担当大臣を交えた「消費者行政の体制整備のための意見交換会」において、各事業の相互補完性・一体性を確保し、それぞれの機能を維持・充実させ、消費者行政の推進を図ることが重要とされ、また、行政改革推進会議独立行政法人改革等に関する分科会ワーキンググループでは、当センターの機能の充実の必要性として、高齢者等の見守り体制や啓発事業の拡大、越境消費者トラブル対応と外国人対応、消費者教育担い手の研修・人材育成及び自治体職員・相談員の研修が説明された。また、「消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定)」においては、当センターが情報提供等について支援を行う役割が明記されたところである。これらの新たな課題に効果的に対応するため、更なる業務の効率化をすすめるとともに、職員の重点配置を行う業務の検討等を行い、それを踏まえた次年度の人事異動計画を策定し、人員配置の適正化を図った。具体的には、広報・啓発部門の充実を図るため、広報室を広報部に格上げする一方、業務・予算・人事について一体的に運用するために、経理部を総務部に統合し、部をひとつ削減した。さらに「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について(平成24年8月7日閣議決定)」に基づき、国家公務員に準じた調整率を適用し、規程の改正を行った。また、非常勤職員等についても同様の趣旨により平成25年度から業務の精査に着手し、企画調整経費、研修経費、紛争解決委員会経費等における非常勤職員等の出勤日数を抑制、人数の削減等を行う一方で相談業務を強化すべく経由相談等の業務に再配分を行った。なお、平成25年度の役職員給与(退職手当を除く)の決算額は、980,442千円となり、予算額1,041,391千円に対し60,949千円の減額(△5.9%)となった。	A A A	A A A		(D委員) 人員配置の見直しを図り、人件費の効率 執行に努めた。 (E委員) 効率的な人事執行がおこなわれたと評価できる。
・ 全国消費生活情報ネットワーク・システム(以下「PIO-NET」という。)の刷新を行う中で、 関連する業務の必要性・効率性の検討を行い、PIO-NET関連業務に係る総人件費の更なる削減に ついて平成27年度の年度計画において具体的削減 に係る措置を講ずる。	・ 全国消費生活情報ネットワーク・システム (以下「PIO-NET」という。)の刷新に際 し、最適化計画策定の段階で関連する業務の必要 性・効率性の検討を行う。	・検討状況	受け、分科会	務の必要性・効率性の観点から再検討し、改定した「見直し方針(案)」に基づき、最適化計画を策定した。		A A A		(E委員) 業務遂行に3名人員削減 が影響しないかの再検 討は必要と思われる。
				* 業務実績報告書P13参照				

			評価基準				科会委員	.評価		4会 価	
中期計画の各項目	評価項目(平成25年度計画の各項目)	指標	A B C D	実績(記載事項)	自己評価	A委員B委	員 C委員	D委員E委員	塢	項目	評価理由
るため、地域・学歴勘案のラスパイレス指数を10 0.0とする。 そのほか、組織の活性化等が図られるよう、年功による昇給が強調されている現行の給与体系を、国家 公務員の給与体系や標準的な民間企業の給与体系も	果を踏まえ、平成25年度の地域・学歴勘案のラスパイレス指数を100.0とするために、必要な措置を講じる。なお、給与水準の適正化に当	・検証結果を踏まえた取組状況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	況についてホームページ上で公表し、引き続き適切な給与水準になるよう努めている。 平成25年度は、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は98.6となり、国家公務員の給与水準を下回っている。		A A	A	AA			
				* 業務実績報告書P14参照							
	給与体系について調査して現状を把握し、昇格・	えた給与体系の見	からの説明等を	給与体系の見直し案策定に資するため、国家公務員の年代別、役職別などに、俸給額、昇給率および給与カーブなどの分析を行い、センターの給与体系との比較、検討を行った。その結果、センターの高年齢層〔50歳代〕および若年層〔20歳代〕の賃金上昇率が若干高く、中堅層〔30歳代~40歳代〕の昇給率が若干低いことなどの調査結果を得た。なお、見直し案の策定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成25年11月15日閣議決定)」において、国家公務員の給与については①地場の賃金をより公務員給与に反映させるための見直し、②50歳代台後半層の官民の給与差を念頭に置いた高齢層職員の給与構造の見直し、③職員の能力・実績のより的確な処遇への反映など給与体系の抜本改革に取り組み、平成26年度中から実施に移す、とされていた。これを踏まえ、国家公務員給与の今後の具体的措置の動向をみつつ、給与水準を十分考慮しながら、平成26年度以降、可能なものから反映させていくこととした。 *業務実績報告書P15参照	A	A A	A	A A			
とともに、一般競争入札等により契約を行う場合に は、競争性、透明性が十分確保される方法により実 施する。また、契約に係る情報の公開を引き続き推 進する。さらに、監事による契約内容のチェックに より、入札・契約の適正な実施を図る。	(4)随意契約の見直し ・随意契約の適正化を推進するため、「随意契 約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施・公 表するとともに、一般競争入札等により契約を行 う場合には、競争性、透明性が十分確保される方 法により実施する。また、契約に係る情報の公開 を引き続き推進する。さらに、監事による契約内 容のチェックにより、入札・契約の適正な実施を 図る。	チェックの実施状		度8%)と、年度総件数及び総金額の割合は前年度と比較していずれも減少しており、「随意契約等見直し計画」に基づく取 組を着実に進めている。	A	A A	A	A A			(D委員) 随意契約見直し計画と 随意実入施員であるの 意実入施員が と をも正 をも正 をも正 をも正 をも正 をも正 をも正 をも正 をも正 をも正
				* 業務実績報告書P15参照							
(5) 保有資産の有効活用 ①相模原事務所について、研修施設の活用方法等を 含め、同事務所の在り方について検討する。	(5) 保有資産の有効活用 ①相模原事務所について、研修施設の活用方法等 を検討し、その結果について具体的な作業を進め る。	・相模原事務所の在り方の検討状況	からの説明等を 受け、分科会委	消費者庁と国民生活センターの検討チームによる「国民生活センター相模原事務所研修施設の活用に関する検討会」において、平成25年1月から同年4月まで4回にわたり、①研修施設廃止によるセンターの研修事業への影響、②研修施設を活用せず国庫納付する場合の問題、③研修施設の中長期的な収益・費用の検証、④行政刷新会議を踏まえた閣議決定以降、研修の拡充が求められている施策、⑤外部貸し出しの可能性、という観点から、研修施設の活用について検討を行った結果、国及び関係機関の連携及び協力を得て、同施設を多様な担い手に対する消費者教育及び国・地方の公務員も含めた消費者行政の研修施設として活用していくことが、研修施設の有力な利用方法であるとの結論に至った。その後、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で平成26年夏までに結論を得るとされたことから、平成26年2月に消費者庁において有識者による「国民生活センター相模原事務所研修施設の活用による懇談会」を設置し、①研修実施及び外部貸出しによる活用方法、②単年度及び長期のコスト検証、③関係機関との協力体制の構築、④活用価値を高めるための環境整備、について検討し、平成26年7月目途に報告書のとりまとめを行うことが決定され、平成26年3月4日に第1回懇談会が開催された。	А	A A	A	АВ		光戸 日 ペガ 門舎	(A委員) (A委員) 表達は 表は 表は 表は では では では では では では では では では で
				* 業務実績報告書P18参照							

			評価基準			分科会委員		分科 经 評価	<u> </u>
中期計画の各項目	評価項目(平成25年度計画の各項目)	指標	A B C D	実績(記載事項)	自己 評価 A委員B	委員C委員	D委員 E委員	指	正 項 目
京事務所が合築されている建物に所在するセンター	②東京事務所について、東京事務所が合築されている建物に所在するセンター以外の者の移転に関する状況を踏まえ、同事務所で実施する業務を精査しつつ、移転に向けた取組を進める。	・東京事務所の在 り方の検討状況	からの説明等を 受け、分科会委	東京事務所について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)における「消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。」との決定を受け、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)附則第3項の趣旨を踏まえ、国民生活センターを含めた消費者行政の体制を整備するための検討に資するための「消費者行政の体制整備のための意見交換会」が開催されており、この中で、国民生活センターの今後の在り方について、国への移行を含めてあらゆる選択肢を排除せず検討されていたことから、これらの結論を踏まえ、検討することとしていたが、その後、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「東京事務所については、同事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が撤回されたことから、引き続き同事務所において業務を実施する。」とされたことにより、移転に向けた取組は取止めとした。		A A	A A		(E委員) 外部要因とは言え、移 転しないで済んだ事 は、良かったと思う。
の実施するテスト等を含めた商品テストの今後の在り方に 関する検討も踏まえつつ、最も効率的・効果的に業務運営 を行うことができる体制となるよう検討を行う。	国庫納付に当たっては、消費者行政の枠組みにお	・検討状況	受け、分科会委	*業務実績報告書P19参照 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、東京事務所の国庫納付については、国庫納付及び移転に向けた取組は取止めとした。また、相模原事務所については、平成26年2月に消費者庁において有識者による「国民生活センター相模原事務所研修施設の活用による懇談会」を設置し、①研修実施及び外部貸出しによる活用方法、②単年度及び長期のコスト検証、③関係機関との協力体制の構築、④活用価値を高めるための環境整備、について検討し、平成26年7月目途に報告書のとりまとめを行うことが決定され、平成26年3月4日に第1回懇談会が開催されたところである。このような状況の中で、商品テストについて、当該懇談会の結論及び今消費者行政の枠組みにおける他機関の実施するテスト等を含めた商品テストの在り方に関する検討を踏まえることとし、商品テストの在り方の検討に資するため、商品テストを実施している消費生活センターに対し「相談処理のための商品テストに関するアンケート」を実施するとともに、商品テストを実施している消費生活センターに対しテスト機器の整備状況のヒアリングを行った。		A A	A B		(A委員) (A委員) 定る 有。 とる を記望員) 定れ が委型員のの関連にをついる。 があるし、故に制か をついは果ののアた触か業へ をのアたれ。務の のアたれ。務の をのでの効率のたのが事かとのが、 をのでのがまのが、 をのでのがまのが、 をのでのが、 をのでのが、 をののででは、 をののでのが、 をののでが、 をののでのが、 をののでのが、 をののでのが、 をののでのが、 をののでのが、 をののでのが、 をののでのが、 をののでのが、 をののでのが、 をののでのが、 をののでのが、 をののでのが、 をののでのでのが、 をののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの
		27 7 7 7 1 1 0 T	Y1	*業務実績報告書P20参照					
担が適正かどうか検証し、必要に応じて見直す。また、研修事業について、地方公共団体との共催を図るなど効率化が見込まれる方法を検討し、経費を節	出版物の販売、研修受講料等について、受益	状況及び研修事業 の効率化に向けた	からの説明等を 受け、分科会委	インレイアウト料、執筆謝金、職員人件費等)及び発行部数の実績に基づき単価を試算したところ、販売価格との大幅な乖離 がなかったため、平成25年度においても価格は据え置きとした。	A A	A A	AA		
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務			*業務実績報告書P21参照					
置 (1) 消費生活情報の収集・分析・提供 ①PIO-NETの刷新 ・PIO-NETについて、消費者庁「PIO-NETについて、消費者庁「PIO-NETについて、消費者庁「PIO-NETに関する検討会」中間報告を踏まえ、相談現場において「記録する道具」から「消費生活相談を受けながら相談処理に役立つ道具」へ転換するため、平成27年3月末までに業務改善及びシステム改修を行う。	・ PIO―NETについて、消費者庁「PIO ーNET刷新に関する検討会」中間報告を踏ま え、「業務の効率化・合理化」、「利便性の維		からの説明等を 受け、分科会委	た。そして、最適化計画(案)は7月19日に開催された第10回検討会で承認を得た。	A A	A A	AA		(A委員) PIO-NET情報の 信頼性の向上と有益な 活用が望まれる。
				*業務実績報告書P21参照					
新後における相談受付からPIO-NETに登録されるまでの平均日数を10日以内に短縮することを目指す。	を平均10日以内に短縮することの実現に向け、 入力項目を削減するとともに、決裁前の情報を閲 覧登録する仕組みを導入するための具体的な方法 について検討し、消費者庁と協議の上決定する。	・取組状況	・独立行政法人 からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。						(A委員) PIO-NET情報の 信頼性の向上とる。 (E委員) 仮登録の仕組る所 を示しして を示り ででいる実 をでいる で で で で で で で で で で で で で の に 数 の に 数 の に 数 の に 数 の に 数 り の り の り に り り と り と り と り と り と り と り と り と り
				(入力項目の見直し) ・入力項目の見直し(案)の作成 作成した入力項目見直し(案)について、消費者庁及び各省庁から意見聴取し、省庁の意見を踏まえ、入力項目見直し (案)を確定した。 ・入力項目見直し(案)を踏まえた画面プロトタイプの作成 全国の消費生活センターへ入力項目見直し(案)に関するアンケートを12月16日に送付、アンケートの結果を2月21日に開催した「PIO-NET運営連絡会議」で報告し、消費生活センターからの意見を踏まえた入力項目見直し (案)を確定した。	AA	AAA	A B		
				* 業務実績報告書P22参照					

			評価基準				分科会	会委員評値	6	分科会 評価	
中期計画の各項目 	評価項目(平成25年度計画の各項目)	指標	A B C D	実績(記載事項)	自己評価	4委員	B委員	C委員 D 勃	員E委員	指項標目	評価理由
・ PIO-NET刷新後、センターが自ら受け付けた相談については、登録までの平均日数を5日以内に短縮する。	・ センターが自ら受け付けた相談について、刷 新後におけるPIO-NETへの登録日数を5日 以内に短縮することの実現に向け、具体的な取組 について検討する。	・検討状況	- M立行政法人 からの説明等を 受け、分科会委 員の協議により 判定する。	相談情報部、情報管理部において、データ登録にかかる業務フローを見直し、登録日数の短縮への対応策を検討し、体制を整備した結果、登録にかかる日数を11.3日(昨年度は22.7日)に短縮した。 *業務実績報告書P23参照	A	A	A	A	. A		(A P I 所 I M I M I M I M I M I M I M I M I M
・ キーワードの抜本的な整理を行った上で、逆引き辞書を作成するとともに、マニュアルの全面的な見直しを行う。	・ キーワードの抜本的な整理について検討を行い、地方公共団体等との調整等を適切に実施するとともに、マニュアルの全面的な見直しに向けた検討を行う。	• 検討状況	受け、分科会委員の協議により判定する。	センター内の情報提供担当部署の意見を調整し、キーワード削減(案)を作成した。そのキーワード削減(案)について、消費者庁及び各省庁より意見を聴取し、各省庁からの意見を踏まえ、キーワード削減(案)の見直しを行い、全国の消費生活センターへアンケートを送付した(12月16日)。アンケートの結果について、2月21日に開催した「PIO-NET運営連絡会議」で報告するとともに、消費生活センターからの意見を踏まえ、キーワード削減(案)を確定した。その確定(案)に基づき、マニュアルの改定の検討に着手した。	А	Α	А	A .	. A		(E委員) 作業が順調に進められ ていると思われる。
	・ 消費者庁「PIO-NET刷新に関する検討会」中間報告を踏まえ、逆引き辞書の次期システムへの採用方法について検討する。	・検討状況	・独立行政法人 からの説明等を 受け、分科会委 員の協議により 判定する。	* 業務実績報告書P23参照 逆引き辞書の導入について検討に着手し、運用面での利便性等からExcelによる逆引き辞書を作成することとし、試用版を 近郊の消費生活センター2箇所に説明するとともに、検証を依頼した。検証後の意見を踏まえ、引き続き、逆引き辞書の改修 を進めた。 なお、テキストマイニング技術の導入により、相談概要から商品・内容等キーワードの自動付与の次期システムへの採用に ついては、業務要件(機能、精度、応答速度等)の抽出を行い、最適化計画策定の中でシステム要件(性能要件、コスト)を見 積り、テキストマイニング技術を提供している事業者からの情報提供を受け、費用対効果を検討した。 その結果、業務要件を満たすためには、費用対効果の面で現段階での導入は見送り、引き続きテキストマイニング技術に関 する情報収集を行うこととした。 * 業務実績報告書P24参照	A	A	A	A	В		(E委員) 新しい技術の導入こ 導入に 等入の作業の を 等のながる がの も も も も は い を き も も も も も も も も り を り を り を り の り の り の り の り の り の り の
たな手口や悪質な手口、苦情相談が急増している事		用状況の把握とそ れを踏まえた改善	からの説明等をの説明等をはいる。	本年度も継続して、中央省庁、地方公共団体に対し、定期的に早期警戒指標を提供している。なお、法執行機関は捜査の端緒情報を公開しないため、早期警戒指標が行政処分の直接の端緒情報となったかどうか明らかにすることは困難である。そのため、以下の方法で指標の有効性について確認した。 【特商法指標】 「特商法指標】開発後の平成21年1月から平成26年3月までに特商法違反で行政処分された事業者または同法違反で警察に従業員が逮捕された事業者は480社あることが確認されている。この480社について、行政処分等された時点の直近の指標値を調べた。PIO-NETデータが存在しなかった8社を除いた472社のうち、241社(51.1%)が指標値の上位50位以内に入っていた。「特商法指標」が集計単位としている「購入・契約先キーワード」(いわゆる事業者名)は1年間で約15万種類が入力されており、241社はそのわずか、0.16%である。「特商法指標」が特商法違反で行政処分される事業者を予測した確率は高いと考えられる。なお、前述した、指標値の上位50位以内に入っていた比率(51.1%)は、前年度に比べ2.9ポイント低下しているが、現在、平成27年10月のPIO-NET刷新にあわせて特商法指標の計算方法の見直しを実施し、刷新後は、次期PIO-NETのシステムに導入され、当該比率も向上する予定である。 【急増指標】 「急増指標】 「急増指標」を利用して直接的な注意喚起・情報提供に繋げる検討の場としては、消費者庁及び当センターで定期的に開催している、財産事案情報共有行合せ」が挙げられる。当該会議は、消費者庁及び当センターにおいて迅速かつ効率的な注意喚起ないし情報提供を実施するため、両者で定期的に情報共有することを目的として平成23年10月より発足し、週1回のペースで開催されている。当該会議において、当センターから主に急増指標上位30位の情報を提供し、審議に活用している。当該会議発足以降、消費者庁で実施した消費者安全法に基づく事業者名を特定した公表は17件と、急増指標上位30位での検出率は、11件(64.7%)であった。 *業務実績報告書P24参照	A	A	A	A	A		(A委員の (A委集者の (A要集者の (A)を (A)を (A)を (A)を (A)を (A)を (A)を (A)を
	・早期警戒指標の情報から重要な事案を発見して消費者被害の規模や内容、深刻度等を迅速に分析する「消費生活相談早期警戒システム」(PIO―ALERT)の安定的な稼動を図るとともに、ユーザーである国や地方公共団体の消費者行政担当部局等のシステム利用促進のため、簡易説明資料を作成し、配布する。	状況の把握とそれ を踏まえた改善状	からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。		A	Α	A	A	. A		
ネットワークを通じて、当該機関の保有する重大事 故情報等の速やかな共有化を図るとともに、情報分 析能力を強化し、情報の有効活用を図る。	③「事故情報データバンク」の活用 ・事故情報データバンクを活用し、関係機関等 とのネットワークを通じて、当該機関の保有する 重大事故情報等の速やかな共有化を図るととも に、情報分析能力を強化し、情報の有効活用を図 るため、消費者庁と協議の上、具体的な方策を検 討する。 なお、インターネットの活用等による広範囲の消 費者情報の収集については、消費者庁と協議の 上、検討を開始する。	• 検討状況	判定する。		А	A	А	A	A		

			評価基準		分科会委員	負評価 分) 科会 評価	
中期計画の各項目	評価項目(平成25年度計画の各項目)	指標	A B C D	実績(記載事項)	自己 評価 A委員B委員C委員	t t	項目	評価理由
及ぼす問題について、PIO-NET情報等の活用 や、海外の消費者行政等の動向についての情報収集	④調査研究 ・ 国・地方の消費者政策の企画立案や消費者行政の国際的展開に資するため、消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、PIO-NET情報等の活用や、海外の消費者行政等の動向についての情報収集を通じて、調査研究を行い、広く国民に情報提供する。	・調査研究の内容及び情報提供の状況	からの説明等を	│ ける人々の意識と行動を探った。さらに、東日本大震災後に「行っていること、心がけていること」についても過去2回の調査との比較を行う視点から、併せて調査した。		A A		
	(2) 国民への情報提供の強化 ①報道機関等を通じた情報提供 ・ PIO-NET等で収集される情報を迅速に 分析してとりまとめ、記者説明会を機動的に開催 することにより、年間50件以上の情報提供を行 う。	・記者公表件数	40件以上50件未満 40件以上45件未満			A A		(D委員) 記者説明会等を通じた 情報提供に積極的に取 り組み、目標件数を大 きく上回った。
・ 国民への情報提供に当たっては、悪質商法や製品 事故などによる消費者被害の発生や拡大を防ぐ観点 から、事業者名を含めた公表に積極的に取り組む。	・ 国民への情報提供に当たっては、悪質商法や 製品事故などによる消費者被害の発生や拡大を防 ぐ観点から、事業者名を含めた公表に積極的に取 り組む。			者名を含む公表を行った。公表後には、当該事業者や事業者団体等により製品回収や販売停止、製品改善等の措置が採られる ものもある。また、当該事業者から消費者へ返金が行われた旨の連絡も寄せられている。		AA		(E委員) 非常に頑張って事業思 って外表された外裏で公表された効果の安全の会 が、消費生活と思いな が消費を を も期待している。
ア. ホームページ・ インターネット技術の動向、情報環境の融合の度	②ホームページ、出版物等による情報提供ア.ホームページ・インターネット技術の動向、情報環境の融合の度合い等を踏まえつつ、ホームページ利用者の利便性の向上を図る。	・見直し等の状況	からの説明等を	の公共サイト運用モデル(2010年度改定版)」で求める「JIS X 8341-3:2010の達成度調査」を実施し、調査結果をホームページに公表した。課題については検討を進め、平成26年度に修正することとした。 JIS X 8341-3:2010を踏まえ、ホームページ用原稿を作成する際に注意すべき点についてまとめた「ガイドライン」及び「チェックシート」を当センター内電子掲示板に掲載し、原稿作成者に遵守を働きかけた。 スマートフォン利用者の増加に合わせて、読みやすい印象となるよう画像入りの概要記事の作成等を実施した。また、ホームページ閲覧者の属性に対応した使い勝手の向上の手法等について情報収集し、検討を継続する。	A A A A	A B		(E委員) インターネットに関す る部分の対応は1年先送 りすることがどれだ け、時代遅れになる か、意識して見直しを すべきではないか。 間をかかり過ぎない か。
・ 緊急性が高い問題については、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供する。	・ 緊急性が高い問題については、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供する。	・情報提供の状況	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会の協議により判定する。	・ MRIインターナショナルに関する二次被害トラブルにご注意ください!	A A A A	A A		
	・ 消費者問題に関する専門情報誌である「国民生活」を定期的にホームページへ掲載するとともに、同コンテンツの簡易冊子を関係各所に配布する。	の掲載状況及び	・独立行政法人 からの説明等を 受け、分科会委員の協議により 判定する。	載した。 また、ホームページ上の掲載に併せ、全国の消費生活センター等を対象に簡易冊子版を配布した。	A A A A	A A		(E委員) 簡易冊子版の配布先が 少なくないか

			評価基準				分科	·会委員評価		分科会 評価	
中期計画の各項目	評価項目(平成25年度計画の各項目)	指標	A B C	実績(記載事項)	自己評価	A委員	員B委員	C委員 D委	15		評価理由
上を図るため、読者等へのアンケート調査を実施	・ 「国民生活」について、内容の充実と満足度 の向上を図るため、読者等へのアンケート調査を 実施し、5段階評価で4以上の平均満足度の評価 を得る。	で5段階評価で4	平均3以上平均4未満平均2以上平均3未満	平成25年度における読者への満足度アンケート調査は、以下の要領で実施した。 満足度については5段階評価で「4.4」を得た。 さらに、「苦情相談」「事例で学ぶインターネット」「暮らしの法律Q&A」「知っておきたい相談基礎知識」等の記事 相談現場等で役立っていることがわかった。 なお、アンケートによって得られた意見を今後の企画に反映させることとした。 〇実施時期:平成26年1月8日~31日 〇対象者数:消費生活センター1,065箇所、消費者団体25箇所 〇対象月号:2013年1月号~2013年12月号 〇回収方法:ファックス 〇回 収率:64.5%	が A	A	A	A A	A		
		・読者等へのアン ケート結果の活用 状況及びその結果 を踏まえた改善状 況	からの説明等る 受け、分科会	平成24年度の購読者アンケート調査で寄せられた、取り上げて欲しいテーマ等についての意見や要望のうち、平成25度の誌面に反映させた主なものは以下のとおりである。 ・中高生向けの消費者教育(2013年5月号) ・特定商取引法の改正に関する解説(2013年6月号) ・ネットやスマホ等のタイムリーな情報(2013年7月号) ・子どもに関するトラブル(2013年7月号) *業務実績報告書P68参照	年 A	А	A	A A	A		
イ. 出版物 ・ 国民の日常生活の情報源として「くらしの豆知識」を年1回発行し、消費者情報の普及を図る。	イ. 出版物 ・ 国民の日常生活の情報源として「くらしの豆知識」を年1回発行し、消費者情報の普及を図るとともに、視覚障害者のためのデイジー版を作成する。	デイジー版の作成	からの説明等る		A	A	A	AA	В		(E委員) 昨年より発行部数が 5 万部少なくなった理由 が不明。
· 高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジン(高齢者版、子ど	援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商	用状況の把握のた	からの説明等る受け、分科会	平成25年度には、「見守り新鮮情報」を27回、「子どもサポート情報」を12回発行した。また、利用状況の把握については、調査方法及びアンケート項目を整理したところであり、検討を継続する。各号で取り上げたテーマは以下のとおり。 「見守り新鮮情報」 ・現金は宅配便で送れ!?買え買え詐欺に気をつけて! ・健康食品は注文していないのに損害賠償請求書!? ・今度はダイヤモンド!買え買え詐欺にご注意 ・「東京オリンピック」を悪用した詐欺的トラブルに注意! ・豆乳等によるアレルギーに注意! 「子どもサポート情報」 ・サイトは日本語だけど!?海外通販のトラブル ・気をつけて!歯みがき中の事故! ・屋内遊戯施設での事故に注意! ・クレジットカードの管理は大丈夫?オンラインゲームの決済トラブル	A	A	A	A A	В		(A委の (A委のの 情方。 管理を をのの をのの がの がの がの がの がの がの がの がの がの
	・ メールマガジン等の情報を活用した印刷物を 作成し、民生委員や介護関係者、学校等に対して 配布し、情報提供する。	・情報提供の実績及び利用状況の把握のための手法の検討状況	からの説明等る	活用できるよう、当センターホームページ上に掲載した。	6	A	A	AA	A		(A委員) 利用の実情を踏まえた 提供の仕方の見直しが 望まれる。

			評価基準				分科会委	員評価		分科 <i>会</i> 評価	:
中期計画の各項目	評価項目(平成25年度計画の各項目)	指標	A B C D	実績(記載事項)	自己 評価 Д	A委員 B	委員C委	員 D 委員	E委員	指標	正 項 目
件や新規手口の案件など重要性の高いものを中心に 迅速に分析した上で、解決策や消費者へのアドバイ スを年間50件以上ホームページ上で提供する。	③「消費者トラブルメール箱」の運用 ・ インターネットを活用して、広く消費者から トラブル情報を収集し、寄せられる情報のうち、 多数案件や新規手口の案件など重要性の高いもの を中心に迅速に分析した上で、解決策や消費者へ のアドバイスを年間50件以上新設又は更新し、 ホームページ上で提供する。	・情報収集・提供 の内容	からの説明等を 受け、		А	A	A A	A	A		
				*業務実績報告書P72参照							
		・ホームページと ページ 代供 代表 代供 学 ない でいただの 教 でいる ない でいる ない がい ない はい ない はい ない はい	H	「消費者トラブルメール箱」に寄せられた情報のうち、多数案件や新規手口の案件など重要性の高いものについては、消費者トラブルの解決策やアドバイス、未然防止のための情報をFAQコーナーに掲載している。FAQは平成20年度から順次追加・更新しているが、平成25年度は60件の追加・更新を行い、平成26年3月末時点の総件数は、245件となっている。 *業務実績報告書P72参照	A	A	A A	A	A		
· 消費者庁が行う注意喚起について、これまでの情報提供の方法などを含めて可能な限りの媒体を利用	④消費者庁の行う注意喚起への協力・ 消費者庁が行う注意喚起について、これまでの情報提供の方法などを含めて可能な限りの媒体を利用して消費者に情報を提供する。	・情報提供の状況	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会の協議により判定する。	・当センターホームページの「中央省庁からの情報」コーナーにおいて、消費者庁の注意情報を520件紹介し、メールマ	A	A	A A	A	A		
門家の活用により消費生活センター等からの経由相	(3) 苦情相談の充実・強化 ①苦情相談 ア. 経由相談 ・ 専門分野に特化した相談員・職員で構成され るチーム制を敷くとともに、弁護士・専門技術者 等専門家の活用により消費生活センター等からの 経由相談の解決能力の向上を図る。	・経由相談の解決能力の向上に向けた取組状況	からの説明等を 受け、分科会委	談事例の研究会(事例検討会は毎月1回程度各チームで実施)を行ったほか、経由相談の移送・共同処理等や直接的な相談ではあっせんの充実に取り組み、消費者被害の未然防止・拡大防止のため消費者への注意喚起、関係機関への情報提供、要望(政策的意見書提出)等を行った。 また、各チームごとに定期的な事例検討会を月1回以上実施し、意見交換会や外部専門家へのヒアリングを実施し、報道発表資料にあるような注意喚起や要望、検討会などでの報告等につなげることができた。 110番の実施では、周知や開催の方法を工夫し、多数の案件を受け付けた。 (専門チーム)	A	A	A A	A	A		
				・ 金融・保険 ・ 情報通信(通信販売、情報通信機器の品質等を含む) ・ 特商法関係(電話勧誘、美容、内職、教育サービス、訪問販売等) ・ 個人情報(上記チームから数人の職員・相談員で構成) *業務実績報告書P75参照							
	・ 消費生活センター等において対応困難な分野 に関する苦情相談や全国的に共通性のある苦情相 談については、消費生活センターと共同して、ま たは移送を受けて、事業者との交渉を行い、相談 の統一的な処理に取り組む。	• 取組状況	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会の協議により判定する。		A	A	A A	A	A		(E委員) 消費生活センターに と一に移生活センターに ターに移送したり のは小多に取り組めら も力を入れてほしい取り り組みである。
イ. 「消費者ホットライン」を活用した地方支援	イ. 「消費者ホットライン」を活用した地方支援	・平日バックアッ	・独立行政法人	*業務実績報告書P77参照 消費生活センターの窓口支援として、話中の相談窓口をバックアップする「平日バックアップ相談」を平成23年6月20							
・ 消費生活センター等の支援として、平日バック	・消費生活センター等の支援として、平日バックアップ相談を実施し、あっせんを積極的に行う。			日から開始しており、平成25年度に受け付けた相談件数は3,365件であった。	A	A	A A	A	A		
				*業務実績報告書P78参照							

			評価基準				分科会	全員評	严価	分科:	会
中期計画の各項目	評価項目(平成25年度計画の各項目)	指標	A B C D	実績(記載事項)	自己	A委員E	3委員 C	C委員 D	委員 E 委	占指	· 評価理由 項 目
・ 土日祝日に相談窓口を開所していない消費生活センター等の支援として、土日祝日相談を実施し、必要に応じて、平日に継続処理を行い、あっせんを積極的に行う。	・ 土日祝日に相談窓口を開所していない消費生活センター等の支援として、土日祝日相談を実施し、必要に応じて、平日に継続処理を行い、あっせんを積極的に行う。	・土日祝日相談の 実施状況			A	A	В	A	A B		(A委員) 制度の周知が望まれる。 (B委員) 相談件数が大幅に減っており、補完業るため。 (E委員) 実施状極的にであっているというがのに受付かるというのどの位あってめってあっているというなのであっているというなのであっているというなのであって
め、苦情相談機能を発揮し、また、センター及び各	②個人情報の取扱いに関する苦情相談 ・ 個人情報に関する苦情相談について、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)に基づき、円滑かつ的確な処理に資するため、苦情相談機能を発揮し、また、センター及び各種相談機関に蓄積された個人情報に関する苦情相談の事例を集約・分析し、現在の事例集等について次年度に必要に応じて改訂・追補等を実施するための検討を行う。	応状況及び事例集 等の改訂・追補等 の実施のための検	からの説明等を 受け、分科会委 員の協議により	消費生活センター等からの個人情報相談処理に関わる問合せ等に対応しており、平成25年度に受け付けた個人情報の取扱いに関する経由相談の件数は、130件であった。さらに、平成25年11月から平成26年2月にかけて全国12都府県で開催された「個人情報保護法説明会(消費者庁と共催)」のうち2会場において、当センターに寄せられた個人情報関連の相談事例紹介及び一般国民が注意すべきこと等を説明した。また、個人情報に関する苦情相談の事例を収集・分析し、全国の消費生活センター等に新たに情報提供すべき事例等の検討を行い、その一事例として、各地センターからの問い合わせが多い、相談処理における個人情報の取扱いについて、関係法令上のルール及び一般的な対応方法を「消費生活相談緊急情報」に掲載し各地センターへ情報提供した。 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年5月31日現在)		A	A	A	A A		ん件数があるのかがわからない。
(4) 裁判外紛争解決手続の実施 ・ 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然 防止のため、紛争解決委員会において、重要消費者 紛争に関し和解の仲介等の手続を実施し、申請から 4か月以内に手続を終了するよう努める。	(4)裁判外紛争解決手続の実施 ・ 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の 未然防止のため、紛争解決委員会において、重要 消費者紛争に関し和解の仲介等の手続を実施し、 申請から4か月以内に手続を終了するよう努め る。	・手続の実施状況		*業務実績報告書P80参照 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、紛争解決委員会において、重要消費者紛争に関し和解仲介手続を実施し、終了した事案の手続の結果概要の公表等を行った。 (和解仲介手続きの実施) ・151件の和解仲介手続の申請を新たに受け付けた。また、159件(平均所要日数:96.1日)の手続が終了したが、このうち取り下げ等の19件を除く実質的に和解仲介を実施した140件のうち、82件について和解が成立した。 (結果概要の公表) ・他の同種事案の解決指針とするため、139件について結果の概要を公表した(うち、32事案については、事業者名を含め公表) (地方公共団体等との連携)・地方公共団体との連携を強化するとともに、消費生活相談員に対する周知・啓発を図るため、研修会・意見交換会を全国6カ所で開催した。 *業務実績報告書P81参照	A	A	A	A	A A		(D委員) 申請から手続き終了ま での平均所要日数も 96.1日と目標値である 4ヶ月以内を下回り、迅 速に処理されたものと 認められる。
(5)関係機関との連携 ①消費者庁等 ・ 消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、財産事案や生命身体事案に係る情報共有のための会議の場等を通じ、PIO-NET等に蓄積されている情報等の分析結果や、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等について、消費者庁との情報共有をより緊密に行う。	(5)関係機関との連携 ①消費者庁等 ・消費者事故等の発生に関して、必要な事項を 適切な方法で消費者庁へ通知する。 ・財産事案や生命身体事案に係る情報共有のた	・通知状況 ・情報共有の状況		当センターに寄せられた相談情報のうち、重大事故等や消費者事故等の疑いがあるものについて消費者庁へ情報提供した。 平日バックアップ相談 トラブルメール箱	A	A	A	A	A A		
・ 八廿剉全の枯トばが出弗ナギになばナ製郷の土土	めの会議の場等を通じ、PIO-NET等に蓄積 されている情報等の分析結果や、消費者に同種被 害が多数発生している事例、深刻な被害事例等に ついて、消費者庁との情報共有をより緊密に行 う。		からの説明等を 受け、分科会委 員の協議により 判定する。	また、消費者政策検討会議を3回開催し、当センターの実務から生じた問題提起を政策形成に活用・反映するため、意見書の提出等を行った。なお、事案によっては消費者庁と共同の政策検討チームを立ち上げ、消費者被害の未然防止・拡大防止に資するための枠組み作り等に向けた検討を行っている。 *業務実績報告書P84参照	A	A	A	A	A A		
・ 公共料金の値上げが消費生活に及ぼす影響の大きさに鑑み、公共料金に関して受け付けた意見・相談内容等を取りまとめ、消費者庁へ報告する。	・ 公共料金の値上けが消費生活に及ぼす影響の大きさに鑑み、公共料金に関して受け付けた意見・相談内容等を取りまとめ、消費者庁へ報告する。	・報告の美施状況	・独立行政法人 からの説明等を 受け、分科会委 員の協議により 判定する。	今年度は主な公共料金として電気、ガス、水道、鉄道、バス、公共放送の6項目について、PIO-NETに登録された公 共料金の値上げに関する相談データの精査を実施した。件数を取りまとめ、センターで受け付けた主な相談事例について消費 者庁へ報告した。このほか参考としてタクシー、郵便(信書便)、他の行政サービス、タバコについても件数を報告した。 *業務実績報告書P86参照		A	А	А	A A		

			評価基準				4会委員評	価	分科会 評価	
中期計画の各項目	評価項目(平成25年度計画の各項目) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	指標	A B C D	実績(記載事項)	自己評価	委員B委	員 C委員 Di	委員E委員	指項標目	評価理由
・関係行政機関への情報提供を積極的に行う。	・ 関係行政機関への情報提供を積極的に行う。			報提供等を行った。 その結果、18件について、行政処分や業務改善等の対応が確認できた		A A	A .	A A		
・ PIO-NETの安定的運用に資するため、「PIO-NETつうしん」(相談カードの記載方法やキーワード付与ルール等の周知を目的とした情報誌)など、PIO-NET運営に関する情報を、随	②消費生活センター等 ・ PIO-NETの安定的運用に資するため、「PIO-NETつうしん」(相談カードの記載方法やキーワード付与ルール等の周知を目的とした情報誌)など、PIO-NET運営に関する情報を、随時「消費者行政フォーラム」(PIO-NET業務のサポート用電子掲示板)に掲載する。	載実績	からの説明等を 受け、分科会委	平成25年度においては、消費生活センターとの業務連絡等を迅速に行うため「消費者行政フォーラム」へPIO-NET 運営に関する以下の情報を掲載した。 さらに、PIO-NETつうしんの活用状況に関するアンケートを全国の消費生活センターへ送付し、業務に役立つ97.7%という回答を得た。 (PIO-NET運営等に関する情報) ・ PIO-NETで見する事務連絡(26回) ・ PIO-NETに関する事務連絡(26回) ・ 早期警戒指標(12回) ・ その他(センターコード・覧等) (国民生活センターや関係省庁からの連絡事項等) ・ 消費生活相談緊急情報(57回) ・ 製品関連事故情報(12回) ・ 商品テスト結果概要(12回) ・ 商品テスト結果概要(12回) ・ 見守り新鮮情報(28回) ・ 消費生活センター一覧(10回)		A A	A	A A		(E委員) 消費者行政フォーラム の閲覧記録が33万回 に上ったのは良かに相 が、して が、員に が、員に が、 に が、 に が、 に が、 に が、 に が、 に
		・PIO-NET つうしんの掲載実 績	・独立行政法人の受け、治療の協議に対象を受ける。	記載した。		A A	A .	A A		
・ 相談対応等から得られた情報・知見を迅速に提供するため、「消費生活相談緊急情報」を「消費者行政フォーラム」に月2回以上掲載する。	提供するため、「消費生活相談緊急情報」を「消費者行政フォーラム」に月2回以上掲載する。	・消費者行政	24 以 18 以 上 以 上 以 上 上 二 二 二 二 二 二 二 二	*業務実績報告書P91参照 「消費生活相談緊急情報」を作成の都度、「消費者行政フォーラム」に掲載した。	А	A A	Α	A A		
		フォーラムへの掲載状況	からの説明等を 受け、分科会委 員の協議により 判定する。	なお、平成25年度中、「消費者行政フォーラム」からダウンロードされた「消費生活相談緊急情報」の件数は約110,470件であった。 *業務実績報告書P91参照	А	A A	A .	A A		
・ 相談対応等から得られた情報・知見を迅速に提供するため、「製品関連事故情報」を「消費者行政フォーラム」に毎月掲載する。	・ 相談対応等から得られた情報・知見を迅速に 提供するため、「製品関連事故情報」を「消費者 行政フォーラム」に毎月掲載する。	・製品関連事故情 報の発行回数	1 12 L M L M I 10	「製品関連事故情報」を毎月(計12回)作成した。 *業務実績報告書P91参照	А	A A	Α .	A A		
		・消費者行政 フォーラムへの掲 載状況	・独立行政法人 からの説明等を 受け、分科会委 員の協議により 判定する。	あった。	А	A A	Α .	A A		
③国の行政機関 ・ 法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、消費者利益を侵害する違法・不当行為について、事業者情報を含め、行政機関との間で緊密な情報交換を行う。	③国の行政機関 ・ 法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、消費者利益を侵害する違法・不当行為について、事業者情報を含め、行政機関との間で緊密な情報交換を行う。		からの説明等を		А	A A	Α .	A A		

		評価基準				<i>J</i> J 14 3	会委員	計IIII		分科会 評価	1
評価項目(平成25年度計画の各項目)	指標	A B C D	実績(記載事項)	自己 評価 /	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	指項標目	評価理由
④独立行政法人 ・ 製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センター、国立健康・栄養研究所との情報共有を進め、商品テスト、研修等に関し連携を図る。		からの説明等を 受け、分科会委	製品事故情報、消費者情報等の共有化を図った。 また、商品テスト手法等に関する技術的な助言や知見を活用しているほか、研修へ講師を相互派遣するなど、連携・協力を	A	А	А	А	А	A		
⑤消費者団体 ・ 適格消費者団体におけるPIO-NETの利用について、関係者との調整を踏まえ、利用のための環境整備に着手する。	• 対応状況	からの説明等を 受け、分科会委	適格消費者団体におけるPIO-NETの利用のための環境整備を検討するために、消費者庁での検討の結果を踏まえることとし、次期PIO-NETシステムは適格消費者団体との接続も踏まえた仕様とした。	A	A	А	А	A	A		(E委員) 適格消費者団体への接続も踏まえた仕様とのことで期待している。
・ 消費者団体への情報提供を積極的に行う。	・情報提供の状況	からの説明等を 受け、分科会委	前年度末見直しを行った一元化リストに基づき、適格消費者団体への「消費生活年報2013」の配布数を増やした。また、消費者団体との意見交換会を実施した。 *業務実績報告書P95参照	А	А	А	Α	А	A		
⑥法令照会への対応・裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体等からの法令に基づく照会に対して迅速かつ適切に対応する。	• 対応状況	からの説明等を 受け、分科会委 員の協議により	平成25年度に寄せられた照会は計839件あり、その全てに対応した。 平成21年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成25年度	A	Α	Α	Α	А	A		
(6)関係行政機関等に対する改善要望 ・ 消費生活相談情報の収集・分析結果等を基 に、関係行政機関等に対して制度等に関する改善 要望を積極的に行う。		からの説明等を 受け、分科会委		A	А	A	Α	A	A		
の重点化 ・ 消費生活センター等の相談処理能力等を高め	ニーズへの対応状 況	からの説明等を 受け、分科会委	当センターでは、地方公共団体の消費生活相談員、職員、企業の消費者対応部門の職員等を対象に、消費生活に関わる各種研修を実施している。研修の内訳は以下のとおり。 ①地方公共団体の職員を対象とした研修 ②地方公共団体の消費生活相談員を対象とした研修 ③企業の消費者対応部門の職員を対象とした研修 ④消費者団体、一般消費者等を対象とした研修 ⑤小学校、中学校、高等学校の教員等を対象とした研修 合計 6 4 コース 6 4 コース	A	A	В	Α	А	A		(B委員) 充実を図るとしているが 研修のコース数はかなり 縮小しているため。
に配慮して、地方都市においても実施するととも	催状況及び遠隔研 修の実施状況	からの説明等を 受け、分科会委員の協議により	地方都市における開催については、都道府県・政令指定都市を対象に「専門講座地域コース」および「消費生活相談関連業 務支援コース」の開催希望を募り、地域バランスを考慮して合計23コース実施した。 遠隔研修(D-ラーニング研修)については、平成24年度に試行的に都道府県・政令指定都市に限定し、かつ全国6ブロッ クごとに配信期間を限定し3本のコンテンツを配信した。今年度は、市町村を含む全国の消費者行政担当課・消費生活セン ターに対して配信を希望するか否かの意向調査を実施し、最終的に671カ所に対して5本のコンテンツを配信し、受講対象、	A	Α	A	Α	А	A		(E委員) 研修講座に行きたくてもけない状況や環境の行職員や相談員にとってる効な手段であると思う
	④独立行政法人 ・製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センター、国立健康・栄養研究所との情報共有を進め、商品テスト、研修等に関し連携を図る。 ⑤消費者団体 ・適格消費者団体におけるPIOーNETの利用について、関係者との調整を踏まえ、利用のための環境整備に着手する。 ・消費者団体への情報提供を積極的に行う。 ⑥法令照会への対応 ・裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体等からの法令に基づく照会に対して迅速かつ適切に対応する。 ⑥法令照会への対応 ・複集性活動情報の収集・分析結果等を基に、関係行政機関等に対して制度等に関する改善では、対応する。 (6)関係行政機関等に対して制度等に関する改善を選望を積極的に行う。 (7)研修の充実 ①地方公共の体職員・消費生活相談員向け研修への重点化・消費生活でとともに、地方公共団体の職員の研修に重点を置くとともに、地方公共団体の職員の研修に重点を置くととその充実を図る。 ・研修の実施に当たっては、各地の地理的条件に配慮して、地方が表に重極的に応じ、その充実を図る。 ・研修の実施に当たっては、各地の地理的条件に配慮して、カット等を活用した遠隔研修を推進に、インターネット等を活用した遠隔研修を推進に、インターネット等を活用した遠隔研修を推進		指標	### (10 世界 1 日本 1 日	# 神経	特別	特別の関係 (平成が内集計画の名名目) 特徴	# 2	# 所有所 (中の25年2月前の名前日)	公司職員 (中央北海東の計画の各種目)	# 2

			評	 证基準				分科会	委員評	 平価	分	↑科会 評価	
中期計画の各項目	評価項目(平成25年度計画の各項目)	指標	A	B C D	- 実績(記載事項)	自己評価	A委員	B委員C	委員 D)委員 E 委	+6	項	評価理由
・ 研修コース毎に、受講者に対するアンケート調査を実施するとともに、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査を実施する。アンケート調査の結果は研修内容の充実に活用するとともに、受講者および地方公共団体から5段階評価で平均満足度4以上の評価を得る。		・アンケート調査 で5段階評価で4以 上の満足度			研修受講者のアンケート評価の総平均は「4.7」であり、全ての講座で4.0以上の満足度を得た。また、全国の都道府県・政令指定都市の消費者行政担当課および消費生活センター等のうち、研修への受講申込みがあった機関(125カ所)に対し、平成25年度研修の評価に関するアンケートを行った結果、122カ所から回答が寄せられた(回収率97.6%)。評価の総平均は「4.9」となった。 *業務実績報告書P105参照		Α	A	A	A A			
		・地ア活果状ののの活果状ののの結善	からの 受け、 員の協	D説明等を 分科会委 協議により	研修効果等についてアンケートを実施し、寄せられた意見を研修内容、受講環境の改善に活用した。 (消費者行政職員研修に関する意見) ・職員講座は、研修内容はもちろんであるが、他の自治体職員との情報交換もでき、有意義である。 ・事業者指導に関して法律知識を活用できる。また、今後の消費者安全に関する地域協議会や、消費者教育推進計画の中に、他都市の参考事例のノウハウを活かしていきたい。 ・職員講座は2日にしてほしい(3日間は業務上厳しい面がある)。 ・消費者行政担当部署に初めて異動してきた職員にとって、関連法令や制度を学ぶ貴重な機会であり、内容も分かりやすく、日々の業務に大いに役立っていると思う。 ・参加人数に対し、会場が狭い時がある。 (消費生活相談員研修に関する意見) ・講師養成講座を受講すると、基礎的な力が身につき、新人相談員でも単独で講師として活躍できる。 ・東京事務所ではなく、ブロック単位での研修へ移行してほしい(基金終了後、旅費が確保できなくなることが予想されるため)。 ・受講生数が多いため、講師の声が聞きづらい、画面が見づらいことがある。会場環境の整備について検討してほしい。 ・以前の相模原研修施設を再度利用できるように希望する。 ・カード作成セミナーで実技があったのが良かった。 (主な改善状況) ・平成26年度の職員講座を3日間から2日間に短縮。 ・取り上げてほしいテーマや希望する講師に関する意見等を、カリキュラムの企画立案に活用。・外部会場については、研修環境に配慮した会場を検討中。 *業務実績報告書P105参照	A	Α	A	A	AA			
	・ 中小企業等の消費者相談部門等に所属する職員を対象に、苦情処理に必要な一般的知識及び法令等の専門的知識、並びに最近の消費者問題等を習得するための研修を行う。		から <i>0</i> 受け、	立行政法人 の説明等を 分談科会より お議。	(テーマ)	А	Α	A	A	A A			
②国家公務員向け研修の実施 ・ 消費者行政に関する国家公務員向けの研修の実施 について検討を行う。	②国家公務員向け研修の実施 ・ 消費者行政に関する国家公務員向けの研修の 実施について検討を行う。	・検討状況	から <i>α</i> 受け、	分科会委 協議により	対象の研修に消費者庁職員を聴講生として受け入れることとした。 また、金融庁からも聴講希望が寄せられたため、聴講生を受け入れた。	A	Α	A	A	A -			(E委員) 指標:検討状況⇒実施 状況ではないか。
③消費生活専門相談員資格認定制度 ・ 消費生活センター等において相談業務に携わる相談員の資質・能力の向上等を図るため消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。	③消費生活専門相談員資格認定制度 ・ 消費生活センター等において相談業務に携わる相談員の資質・能力の向上等を図るため消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。	・審査の内容及び認定の状況	から <i>α</i> 受け、	分科会委 協議により	接)を実施した。 第1次試験及び第2次試験の結果を踏まえ、平成26年1月に消費生活専門相談員資格認定者として200人を認定した。	A	Α	A	A	A A			

			評価基準		分科会委員評価	分科会評価
中期計画の各項目	評価項目(平成25年度計画の各項目)	指標	A B C D	実績(記載事項)	自己 評価 A委員B委員C委員D委員E委員 措	
・ 各地の地理的条件に配慮した人材の供給を確保する観点から、全国 1 5 箇所以上で資格試験を実施する。	・ 各地の地理的条件に配慮した人材の供給を確保する観点から、全国 1 5 箇所以上で資格試験を実施する。	・地理的条件を配 慮した全国15か所 での試験実施	10ヶ所以上10ヶ所未満 15ヶ所以上15ヶ所未満	平成25年度の消費生活専門相談員資格認定試験の第1次試験は、各地の地理的条件に配慮しつつ人材供給を確保していくという観点から、前年度同様全国27箇所の会場で実施した。 *業務実績報告書P109参照	A A A A A	
		・地方都市での開催割合	35 25 % 以上50 以上50 %未満	第1次試験の地方都市での開催割合は約7割となった。 (開催地) ・大都市(三大都市圏): 8箇所(茨城県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県) ・地方都市 : 19箇所(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、新潟県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県) *業務実績報告書P109参照	A A A A A	
		・受験者数の状況及び各地の地理的条件に配慮した受験者数増加のための取組状況	からの説明等を 受け、分科会委		A A A A A	
・ 資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るため、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を実施する。	・ 資格取得者の資質・能力の維持・向上を図る ため、消費生活センター等での実務に就いていな い資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講 座を実施する。	座の実施状況		のうち、更新講座の受講による更新者は291人となった。 更新講座の内容は、消費生活相談現場で働く上で必要な法律の改正等の最新情報を内容としている。	A A A A A	
④市場化テストの実施 ・ 企業・消費者向けの教育・研修事業について官民 競争入札を実施する。	④市場化テストの実施 ・ 企業・消費者向けの教育・研修事業の官民競争入札の実施について、実施予定時期、契約期間等の計画について、官民競争入札監理委員会と連携しつつ策定する。	・計画の策定状況	からの説明等を 受け、分科会委	「公共サービス改革基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)において「「消費者行政の体制整備のための意見交換会」における国民生活センターの在り方についての検討状況等を踏まえ、平成26年度以降の官民競争入札等の実施について、官民競争入札等に関する対象範囲、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、平成25年度中に監理委員会と連携しつつ策定する」とされた。 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において当センターの在り方について閣議決定されたことから、監理委員会と連携して、平成27年度から市場化テストを実施することとした。 *業務実績報告書P110参照		
(8) 商品テストの強化 ①生活実態に即した商品テストの実施 ・ 消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消 費者の生活実態に即して必要な商品テストを行う。 具体的には、注意喚起のための商品テストを積極的 に実施し情報提供するとともに、地方公共団体から 依頼のあった相談解決のための商品テストについて は、原則として全てに対応する。		容、情報提供の状 況及び地方自治体 からの依頼への対 応状況	からの説明等を 受け、分科会委	平成25年度は、245件のテストを実施し、このうち12件については、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者に対して商品の購入や使用上の注意などのアドバイスを行った。	A A A A A	
・ 「消費者安全法の一部を改正する法律」(平成24年法律第77号)の施行を踏まえ、消費者事故等の原因究明や情報提供のため、消費者庁(消費者安全調査委員会を含む。)からの求めに応じ必要な協力を行う。	・ 「消費者安全法の一部を改正する法律」(平成24年法律第77号)の施行を踏まえ、消費者事故等の原因究明や情報提供のため、消費者庁(消費者安全調査委員会を含む。)からの求めに応じ必要な協力を行う。	力の状況	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会の協議により判定する。	行った。	A A A A A	

			評価基準			分科会委			分科 評(会 面	
中期計画の各項目	評価項目(平成25年度計画の各項目)	指標	A B C D	実績(記載事項)	自己 評価 A委員	B委員 C 黎	委員 D委	員E委員	+5	項目	評価理由
・ 商品テストの課題設定及び成果については、外部 有識者による評価を実施し、その結果を業務に反映 させる。	・ 商品テストの課題設定及び成果については、 外部有識者による評価を実施し、その結果を業務 に反映させる。	・評価の内容及び業務への反映状況	からの説明等を	識経験者を委員とする商品テスト分析・評価委員会を25回開催し、商品テストデザイン、テスト結果及び危害事案について 評価を受け、意見を業務に反映させた。	A A	A A	A A	А			
②商品テストの効率的な実施 ・ 我が国全体として必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されるよう、独立行政法人、研究機関、大学等の関係機関との連携を強化し、それぞれの機関が保有する専門的な知見や技術・技能等を活用するとともに、定型的な規格・基準に基づくテストや専門性の高いテストなどについて、試験研究機関等への外部化を図る。また、消費生活センター等では対応が困難なテストの実施に努める。	との連携を強化し、それぞれの機関が保有する専	・関係機関との連 携及び専門的知見 及び技術・技能等 の活用状況	からの説明等を	活用した。	A A	A	AAA	A			
	・ 定型的な規格・基準に基づくテストや専門性 の高いテストなどは、外部の試験研究機関等へ委 託する。		からの説明等を	図った。また、ステロイドの定量分析や破損部品の破断面調査等の専門性が高いテストは、40項目のテストを委託し、テスト内容の充実に繋げた。	A A	A A	A A	A			
	・ 消費生活センター等では対応が困難なテスト を積極的に実施する。	・実施状況	・独立行政法人 からの説明等を 受け、分科会委 員の協議により 判定する。		A A	A A	A A	А			
③商品テスト実施機関等の情報収集・提供・テスト実施機関が実施可能な対象商品や試験内容、保有する施設・機器などの情報及び消費生活センター等の商品テスト実施状況等の情報を収集し、ホームページ等を通じて提供する。	③商品テスト実施機関が実施可能な対象商品や試験内容、保有する施設・機器などの情報及び消費生活センター等の商品テスト実施状況等の情報を収集し、ホームページ等を通じて提供する。		・独立の説明というでは、独立の説明をは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	の登録情報を更新した。 また、消費生活センターから「革靴のウレタン底の劣化」「ステンレス製物干し竿の錆びやすさ」「クリーニングトラブルに対応できる試験機関」など様々な検査に関する外部テスト機関の問合せに対し、ホームページの商品テスト実施機関を紹介し、活用の促進を図った。 (情報提供した商品テスト実施機関(260機関)の内訳) ・ 国や都道府県等の公的試験研究機関 85機関 ・ 公益財団法人・公益社団法人の試験研究機関 20機関 ・ 一般財団法人・一般社団法人の試験研究機関 80機関 ・ 民間の試験研究機関 59機関 ・ 大学、大学附置研究所、大学共同利用機関法人 3機関 ・ 大学、大学附置研究所、大学共同利用機関法人 13機関 ・ その他(財団法人、社団法人等) 13機関 さらに、消費生活センターが平成24年度に実施した苦情処理テスト1400件及び商品テスト(比較・試買テスト等)37件の実施状況に関する情報を収集し、統計情報を「消費生活年報2013」に掲載した。また、商品テスト(比較・試買テスト等)については、当センターのホームページに掲載した。	A A	A	A A	A			
・ 地方公共団体等に対しては、新たにデータベース を構築するなど情報提供に係る手段を検討・実施す ることにより、中核的機関としての役割を積極的に 果たす。	ベースを構築するなど情報提供に係る手段を検討	• 検討状況	・独立行政法人 からの説明等を 受け、分科会委 員の協議により 判定する。	との可否を消費生活センターに確認するとともに収集要領を作成し、データベースの構築に係る手段を検討した。	A A	A A	AAAA	А			
(9) 震災からの復興に向けた取組 ・東日本大震災からの復興を支援するため、以下の 取組を実施する。 ①食品と放射性物質に関する情報など、震災に関連 する消費生活情報を収集し、ホームページ等を通 じ、情報提供を積極的に行う。	(9) 震災からの復興に向けた取組 東日本大震災からの復興を支援するため、以下の 取組を実施する。 ①震災関連情報の収集・提供 ・食品と放射性物質に関する情報など、震災に 関連する消費生活情報を収集し、ホームページ上 の専用ページ等を通じて情報提供を積極的に行 う。	・情報提供の状況	・独立行政法人 からの説明等を 受け、分科会委員の協議により 判定する。	・ 消費者庁「食品と放射能Q&A」の更新について	A A	A A	A A	A			
②消費生活相談員や行政職員等に対する研修において、食品と放射能等に関連する講義を積極的に行う。	②消費生活相談員研修等での食品と放射能等に関連する講義の実施 ・ 消費生活相談員や行政職員等に対する研修に おいて、食品と放射能等に関連する講義を積極的 に実施する。	・講義の実施状況		基礎講座(理論コース)で1回実施した。	A A	A A	AAA	A			

			評価基準				分科会委	員評価			4会 価	
中期計画の各項目	評価項目(平成25年度計画の各項目)	指標	A B C D	実績(記載事項)	自己評価	A委員E	3委員 C 雰	員D委	員 E委員	指標	項 目	評価理由
③放射性物質に関する検査について、引き続き地方公共団体における実施体制を支援するとともに、地方公共団体からの依頼に基づく検査を積極的に実施する。	地方公共団体における実施体制を支援するとともに、地方公共団体からの依頼に基づく検査を積極	援の内容及び地方 公共団体からの依	からの説明等を 受け、分科会委 員の協議により	等の精密検査を81件実施し、依頼先へ報告した。 また、平成25年度は、地方公共団体で測定に携わる職員を対象とした検査方法等に関する全国研修会を消費者庁と共同で開催したほか、消費者庁、地方公共団体等が主催する研修会に派遣した。 (主催) ・5月28日(全国研修会・第6回) (派遣) ・4月24日(福島県研修会・郡山市) ・8月 8日(宮城県研修会・仙台市)	A	A	A	A A	A			
④その他、消費者庁と連携の上、必要な施策を適切 に実施する。	④ その他、消費者庁と連携の上、必要な施策を 適切に実施する。	・実施状況			_	_	-	- _				
第61号)が施行されたことを踏まえ、消費者教育に関する以下の取組を実施する。 ①高齢者、障害者等への支援を行う民生委員等が地域で消費者教育を拡げていくことができるよう、消費生活相談員等を対象として、民生委員等への研修	(10)消費者教育の推進 消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律 第61号)が施行されたことを踏まえ、消費者教 育に関する以下の取組を実施する。 ①民生委員等への研修を行う講師養成のための研修、情報提供等 ・消費生活相談員・消費者行政職員向けに、民 生委員・福祉関係者等への研修を行う講師となる のに必要な知識や技法を習得するための講座を実 施するとともに、民生委員等に対して、高齢者向 けメルマガ「見守り新鮮情報」等の情報を提供す る。	・講座の実施状況	からの説明等を	効果的なカリキュラムを策定するため、有識者や消費生活相談員等へのヒアリング、地方公共団体に対するアンケート調査を実施した。これらの結果を踏まえカリキュラムを策定し、2コース実施予定であったところ受講希望が殺到したため、受講ニーズに応えるため、1コース追加開催することとした(計3コース)。メールマガジン「見守り新鮮情報」を民生委員や福祉関係者に年間27本配信した。このほかに、中央省庁、自治体の要請を受け、消費者教育関連イベントへ参加し、当センターが作成した情報のうち、消費者教育に資するものを提供した。 *業務実績報告書P125参照	A	A	A	A A	В		巨土 する 言 ざっし そる	(A委員) 困難な課題であるが、 長年の課題でもあり、 推進の方策望される。 (E委員) 加申込み高喜」 が追回を講がでしい新三れたのは、 のはい新重にいがでしいがでした。 ののでは、 ののではいがでした。 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでした。 ののでは、 のののでした。 ののののでした。
②PIO-NET情報等の収集・分析を通じ、消費 生活相談実例等を消費者教育に関する研修・普及啓 発等に活用する。	②PIO-NET情報等の消費者教育への活用 ・ 高齢者や高齢者を支援する者等に対して、消費生活相談実例に基づき、メールマガジンの提供 や講座等を実施する。	・講座等の実施状況	からの説明等を 受け、分科会委		A	A	A A	A A	В		記 村 四	(E委員) 講座等の実施状況が指 標だが、教員向けの講 座が何回開催されたか 不明である。
③消費者教育に関する専門的知識を習得させるため に消費生活相談員等への研修を実施する。		・研修の内容及び実施状況		技法の習得を図るとともに、実践的な手法を学ぶ演習等を目的とした「消費者教育に携わる講師養成講座 基礎コース」を2回実施した。 また、高齢者、民生委員・福祉関係者、小中高生を対象に、消費者教育講座の講師となる消費者行政職員、消費生活相談員 (講師経験を有するもの)に対して、対象者別の特徴、消費者講座を実演する際のポイント、実践例報告等を目的とした「消費者教育に携わる講師養成講座 応用編(対象者別コース)」を5回実施した。	A	A	Α Α	A A	A			
④消費者教育に関する先進的な取組に関する情報等を収集し、ホームページ等を通じて提供する。	④ 消費者教育に関する先進的取組みに関する情報の収集・提供 ・ 消費者団体等が実施している消費者教育に関する先進的な取組に関する情報等について、消費者の特性に配慮しつつ収集し、ホームページ上の専用ページ等を通じて提供する。	・情報提供の状況	からの説明等を 受け、分科会委	買い物が地球を救う−」を実施した。	A	A	A .	A A	A			
する。 ①巡回訪問 ・ 相談体制の強化のため、市町村の消費生活相談窓 口における経験の浅い相談員に対する指導経験豊富 な相談員の「巡回訪問」について、都道府県が実施	(11) 地方公共団体に対する支援 上記の取組のほか、以下の取組等を通じて、都道府県及び市町村における消費者行政への支援を強化する。 ①巡回訪問 ・ 相談体制の強化のため、市町村の消費生活相談窓口における経験の浅い相談員に対する指導経験豊富な相談員の「巡回訪問」について、都道府県が実施できるよう、都道府県と連携を図り、「巡回訪問事業」の質の向上及び円滑な運営に対する支援を行う。	・支援の実施状況		引」(4冊、合計204ページ)を8月末に完成させ、都道府県へ提供した。 「巡回訪問事業の手引」についてアンケート調査を行った結果、38道府県(8割)から役に立ったとの回答を得た。	A	A	A	A	A			

			評価基準			分	科会委員	員評価	i	<u>分</u>	科会平価	
中期計画の各項目	評価項目(平成25年度計画の各項目)	指標	A B C D	実績(記載事項)	自己評価	A委員B委	員C委	員 D 委	員E委	+Ŀ	項目	評価理由
・ 地方公共団体からの要望を踏まえ、PIO-NE Tの追加配備を適切に実施する。	②PIO-NETの追加配備 ・ 地方公共団体からの要望を踏まえ、PIO- NETの追加配備を適切に実施する。なお、配備 の実施にあたっては、消費者庁とも協議の上、利 用頻度等に応じた適切な配備方法について検討す る。		からの説明等を 受け、分科会委 員の協議により 判定する。	この配備基準に基づき、要望調査を実施した(7月2日送付)。要望調査の結果、11箇所に配備することを決定し、9月 5日に追加配備決定通知を送付した。	А	A A	. A	А	А			
役割分担・連携等の具体的な方策に関する検討結果	(12) 中核機関としての役割強化 ・ センターの業務及び組織の整備、関係機関等 との役割分担・連携等の具体的な方策に関する検 討結果を踏まえ、適切に対応する。	・中核機関としての役割強化に向けた対応状況	・独立行政法人からの説明等を受け、分は議に分別は議により、対策を表がいる。		А	A	A A	A	A			
別紙1から別紙3までのとおり(省略)毎年の運営費交付金額の算定については、運営費 交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格	3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 ・ 別紙1から別紙3までのとおり(省略) ・ 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	・予算、収支計 画、資金計画に対 する実績額	受け、分科会委員の協議により判定する。	(単位:百万円) 区 別 計 画 額 決 算 額 差 額 収入	A	A	A A	A	A			
				単位:百万円) 下成25年度収支計画	A	A	A A	A	A			

			評価基準			:	分科会委	員評価		分科:	会 i	
中期計画の各項目	評価項目(平成25年度計画の各項目)	指標	A B C D	実績(記載事項)	自己 評価 A	、委員 B	委員 C委!	員 D委員	E委員	指	· 項 目	評価理由
				平成25年度資金計画								
				(単位:百万円) 区 別 計 画 額 実 績 額 差 額 資金支出	A	A	AAA	Α	A			
				* 業務実績報告書P150参照								
・ 短期借入金の限度額は、7億円とし、運営費交付 金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態 が生じた場合等に充てるために用いるものとする。	4. 短期借入金の限度額 ・ 短期借入金の限度額は、7億円とし、運営費 交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測 の事態が生じた場合等に充てるために用いるもの とする。	・短期借入金の発 生状況(金額、理 由、限度額の範囲 以内かどうか)	からの説明等を 受け、分科会委	該当なし * 業務実績報告書P131参照	-	-	_	_	_			
財産がある場合の当該財産の処分に関する計画 ・ 東京事務所について、同事務所で実施する業務を 精査しつつ、移転に向けた取組を進め、遅くとも東 京事務所が合築されている建物に所在するセンター 以外の者の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付	5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画・東京事務所について、同事務所で実施する業務を精査しつつ、移転に向けた取組を進め、遅くとも東京事務所が合築されている建物に所在するセンター以外の者の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付する。	・対応状況	からの説明等を 受け、分科会委 員の協議により 判定する。	○東京事務所の国庫納付について 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「東京事務所については、同事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が撤回されたことから、引き続き同事務所において業務を実施する。」とされたことにより、国庫納付及び移転に向けた取組は取止めとした。 ○政府出資にかかる不要財産の国庫納付について 特殊法人国民生活センターから承継し、資本金の一部を形成している現金及び預金、有価証券について、主務省と協議の上、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第8条第3条に規定する「社会情勢の変化等により将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる重要な財産(不要財産)」と認定し、通則法第24条の2第1項及び同第2項の規定に基づき、「政府出資にかかる不要財産の国庫納付認可申請」を主務大臣に提出し、主務大臣の認可を受けた。このため、国庫納付を行うとともに、通則法第46条の2第4項の規定に基づき、資本金減少の手続き(変更登記)を行った。	Α	A	— А	A	A		東京 持のとい め、	委員) 「事務所について維 されることなった さあれば、該当な いうことになるた で いか。
・ 重要な財産の処分等に関する計画の見込みはな	6. 重要な財産の処分等に関する計画 ・ 重要な財産の処分等に関する計画の見込みは ない。			*業務実績報告書P131参照								
7. 剰余金の使途 (1) 商品テスト業務に係る検査・分析機器等を充 実させるための更新・整備 (2) 情報の収集及び提供に係る高度情報化を図る	7. 剰余金の使途 (1) 商品テスト業務に係る検査・分析機器等を 充実させるための更新・整備 (2) 情報の収集及び提供に係る高度情報化を図	・剰余金の発生状 況及び使途等	・独立行政法人 からの説明等を 受け、分科会委 員の協議により 判定する。									
ための機器等の整備 (3)施設・設備の質的向上及び老朽化対応のため	るための機器等の整備 (3)施設・設備の質的向上及び老朽化対応のための改修・整備				-	-	- -	-	-			
8. その他業務運営に関する事項 (1)施設・設備に関する計画 ・ 施設・設備に関する計画の見込みはない。	8. その他業務運営に関する事項 (1)施設・設備に関する計画 ・ 施設・設備に関する計画の見込みはない。											
験させることにより、職員の専門性の更なる向上を	(2) 人事に関する計画 ・ 地方公共団体との人事交流や消費者団体での 実務体験について、地方公共団体や消費者団体に おける実態について調査の上検討を行い、可能な ものから実施する。	・検討状況及び実 施状況		し、実施可能性について検討を行った。 その結果、一般社団法人全国消費者団体連絡会の製品安全専門委員会に商品テスト部職員を派遣して毎週1回、実務を体験		A	A A	A	A			

			評価基準			分科会		4会委員評価			分科会 評価				
中期計画の各項目	評価項目(平成25年度計画の各項目)	指標	A B C D	実績(記載事項)	自己評価	A委員	B委員	C委員	D委員 E	· 委員	盲	項 目	評価理由		
(3)中期目標期間を超える債務負担 ・ 当期中期目標期間中のセンター業務を効率的に実 施するために、コンピュータの賃貸借について、次 期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	(3)中期目標期間を超える債務負担 ・中期目標期間中のセンター業務を効率的に実 施するために、コンピュータの賃貸借について、 次期中期目標期間にわたって契約を行うことがあ る。	・中期目標期間を 超える債務負担の 内容	からの説明等を 受け、分科会委		_	_	_	_	-	-					
理する金額を厳格に算出し、内閣総理大臣の承認を 受けるものとする。当該金額を控除した残余の額に	(4)積立金の処分に関する事項 ・ 前期中期目標期間の最終年度における積立金 残高のうち、当期中期目標期間における積立金と して整理する金額を厳格に算出し、内閣総理大臣 の承認を受けるものとする。当該金額を控除した 残余の額については、国庫納付する。	• 対応状況	・独立行政法人 からの説明等を 受け、分科会委 員の協議により 判定する。	務省と協議し、全額を国庫納付した。	А	Α	А	А	А	A					
(5)情報セキュリティ対策 ・ 政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。		・情報セキュリ ティ対策の向上に 向けた取組状況		『政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準(平成24年度版)』、『政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準(平成24年度版)』に基づくセキュリティポリシーの改定の検討を行っていたが、『政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準』の見直しが進められている情報を得たため、その情報の収集を継続することとした。 *業務実績報告書P134参照	А	Α	А	А	А	A					
(6) 事業の審査及び評価 ・ 各事業の審査及び評価について、外部評価の仕組みについて検討し、必要性の高い事業から導入する。	(6) 事業の審査及び評価 ・ 各事業の審査及び評価について、外部評価の 仕組みについて検討し、必要性の高い事業から導 入する。	・検討状況及び実 施状況	からの説明等を 受け、分科会委	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)における「事業の審査・評価」において、「選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する」とされているところであるが、当センターの事業については、中期目標及び中期計画において規定されている事業を行っているところである。 そのような中で当センターとしては、各専門分野の学識経験者を委員とする「商品テスト分析・評価委員会」を設置し、商品テストデザイン、テスト結果及び危害事案について審議・評価を受け、業務に反映させている。さらに、業務の外部委託に際しては、外部評価委員による総合評価を行っている。今後も業務の実施における外部評価の仕組みについて検討するとともに導入する業務について見直す予定。		Α	A	Α	A	A					
(7) 国際協力 ・ 海外からの研修生の受け入れや海外への講師派遣 等の要請に積極的に対応する。	(7) 国際協力 ・ 海外からの研修生の受け入れや海外への講師 派遣等の要請に対しては、要請先のニーズを勘案 しつつ積極的に対応する。	・対応状況	受け、分科会委	を検討し、平成25年7月に3名、平成26年2月に1名、平成26年3月に4名、延べ8名の職員を派遣した。		А	A	А	A	A					
る内部統制と評価に関する研究会」報告書や政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を参考にしつ	(8) 内部統制の充実・強化 ・ 内部監査を適切に実施し、内部統制を強化するとともに、監事監査における指摘事項に対し、必要な具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングする。	・対応状況	受け、分科会委員の協議により判定する。	内部統制のうち、「リスクの評価と対応」、「モニタリング」について、内部監査を適切に実施するとともに、監事監査における指摘事項に対し、被監査部署にて具体的対応策を策定し監事に報告を行った。さらに当該具体的対応策の進捗状況については、今年度、新たに監査年度内にモニタリングを行う仕組みを導入することによりモニタリングの回数を増やし、指摘事項に係る業務改善・推進箇所への留意を促して、計画に沿った業務遂行の実効性を確保した。また、コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会を設置し、平成23年度にコンプライアンス委員会(外部委員を含む)により「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、役職員に配布するとともに内部の電子掲示板に掲載して周知を図った。さらに、平成24年に外部通報窓口を新設し、平成25年度には「コンプライアンス・マニュアル」を改訂し改めて周知を行った。 *業務実績報告書P135参照		Α	А	Α	A	A					
(9) 情報公開 ・ 情報公開請求に対して適切に対応する。	(9)情報公開 ・情報公開請求に対して適切に対応する。	・対応状況	員の協議により 判定する。	│した。 │ また、当センターが保有する個人情報に対して本人からの公開請求が2件寄せられ、当該法に則ってその全てに適切に対応	A	Α	A	A	A	A					